

議案 68 号 大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 68 号「大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

資料 2 ページをお願いします。

はじめに、改正の経緯についてご説明いたします。

今年度 3 月末に第 2 次大津市景観計画を策定することに伴い、景観法に基づく届出対象行為に係る内容を変更いたします。そのため、届出対象行為などの手続きを定めている大津市景観法施行条例の一部を改正するものです。

第 2 次大津市景観計画につきましては、昨年 12 月 26 日開催の大津市景観審議会にて「原案のとおり了とする」と答申を得ており、今回条例改正の議決を得られれば、今年 3 月末に計画策定を行い、7 か月間の周知期間をおいて、令和 7 年 11 月に施行する予定です。

資料 3 ページをお願いします。

次に改正の概要についてご説明させていただきます。

まず、①エリア名称の変更 についてですが、景観計画においては、景観形成の基本単位となる「景観区」を定め、この単位ごとに景観法に基づ

く届出対象行為を定めています。今回、第2次大津市景観計画においては、細分化された「景観区」を再編するとともに、名称を「景観エリア」に変更することから、条例においても同様に変更を行います。

資料4 ページをお願いします。

次に、②太陽光発電設備等を景観法に基づく届出対象行為に追加 についてですが、第2次大津市景観計画では、太陽光発電設備等を設置する際の景観に関する規制誘導基準を新たに設けます。このため、条例に届出対象行為として新たに太陽光発電設備等を追加するとともに、届出対象となるエリアと規模を表に記載のとおり定めます。

資料5 ページをお願いします。

次に、③景観重点地区における景観法に基づく届出対象行為を追加 についてですが、第2次大津市景観計画においては、これまでも地域住民との協働により景観づくりに取り組んでおり、大津市歴史的風致維持向上計画においても重点地域に指定している堅田、坂本、大津百町の3地区を新たに景観重点地区として定めます。当該地区において、重点的な規制誘導を図るため、地区ごとに届出対象行為と規模を設定します。表は、対象となる建築物の規模を示しています。

資料6 ページをお願いします。

こちらの表は、対象となる工作物の規模を示し、表の下に対象となる工

作物の種類を示しています。

資料 7 ページをお願いします。

こちらの表は、対象となる行為として開発行為、木竹の伐採、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積、土地の開墾・土石の採取・鉱物の採掘その他の土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓を示し、それぞれの対象となる規模を示しています。

資料 8 ページをお願いします。

次に、その他の改正について 3 点ご説明いたします。

1 つ目は、条例制定当時に常用漢字でなかったもので現在常用漢字となっているものについて、ひらがな表記から漢字表記に変更するものです。

2 つ目は、届出対象行為の高さの規模の範囲を示す条文に「以下」と「未満」が混在していたため、「以下」に統一するものです。

3 つ目は、附則として、大津市屋外広告物条例の一部を改正するものです。大津市屋外広告物条例では、禁止地域を定める第 5 条第 7 号において、景観計画において定められた景観区のうち市長が特に指定するものの区域を禁止地域と規定しており、条文中の「景観区」を「景観エリア」に変更します。

資料 9 ページをお願いします。

次に、パブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。

本条例の改正に先立ち、令和6年10月11日から10月31日の21日間でパブリックコメントの意見募集を実施した結果、条例改正案についてのご意見はありませんでした。

条例の施行日につきましては、令和7年11月1日を予定しています。

資料10ページ以降は、新旧対照表です。

以上、簡単ですが説明といたします。